

承継するとき

次の書類を整えて、ご提出ください。

○必要書類

①霊園使用承継許可申請書

承継理由例 ・ 前使用者死亡のため
 ・ 高齢で管理が困難になったため 等

■「前使用者死亡のため」の場合、亡くなったことを証明する書類が必要です。

・ 火葬許可証 ・ 除籍 等

②戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）又は除籍謄本等

前使用者と承継者の名前が載っていて前使用者と承継者の関係がわかるもの

③申出書（前使用者死亡の場合）

申出内容（別紙参照）を記入

※ 承継される方は、ごきょうだいなど、承継権利のある他の方と事前に協議し、同意を得ておいてください。

③同意書（使用者が生存している場合）

現使用者と承継者の同意を記入

※ 承継される方は、ごきょうだいなど、承継権利のある他の方と事前に協議し、同意を得ておいてください。

④前使用者の霊園使用許可証（ピンク色・2つ折りのもの または A4のもの）

⑤口座振替依頼書（霊園管理料を口座振替にする場合。）

⑥住民票（承継者が市外在住の場合のみ必要。）

本籍地の記載が必要です。住所地で請求してください。

（最新の戸籍謄本を提出される場合は、本籍地の記載がない住民票でも受付可能です。）

⑦委任状（使用者又は承継者以外の方が上記書類を持参して提出するとき）

①～④は、承継手続きをする方全員、提出が必要な書類です。（④を紛失された方は、書類提出時にお申し出ください。）

⑤～⑦は、該当の方のみ、提出が必要な書類です。

※遺骨を埋蔵または改葬する際には、承継手続きとは別に届出が必要です。